

アジア観光誘客（タイ）企画運營業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年4月4日制定

[郡山市産業観光部観光政策課]

（趣旨）

第1条 この要綱は、アジア観光誘客（タイ）企画運營業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）募集要項、仕様書等の確認に関する事。
- （2）企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関する事。
- （3）その他委員会が必要と認める事項に関する事。

（組織等）

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、文化スポーツ観光部長、文化スポーツ観光部次長、観光政策課長、観光交流係長、観光交流係係員及び農商工部産業雇用政策課長が指名する者とする。

3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

（会議）

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月4日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。